

山形県立酒田光陵高等学校
スポーツ・文化後援会会則

第 1 章 総 則

(名称及び事務局)

第 1 条 本会は、山形県立酒田光陵高等学校スポーツ・文化後援会(以下、「本会」という)と称し、事務局を山形県立酒田光陵高等学校(以下、「本校」という)に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、スポーツ・文化活動の支援をとおして本校の活性化を図るとともに、本校教育の柱である地域起点の視点に立ち、活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 東北・全国大会、また世界大会に向けた強化支援に関すること
(2) 上位大会に向けた育成支援に関すること
(3) その他、本会の目的達成に必要な事業に関すること

(会 員)

第 4 条 本会は次の者を会員として組織する。
(1) 本会の趣旨に賛同する山形県立酒田光陵高等学校同窓会(以下、「同窓会」という)員
(2) 生徒の保護者及び教職員
(3) 本会の趣旨に賛同する法人(企業)・個人

第 2 章 役 員

(役員の種類)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。
(1) 会 長 1名
(2) 副 会 長 若干名
(3) 理 事 20名以内
(4) 監 事 3名
2 必要に応じて強化支援委員会を構成し、本会業務を補佐することができる。

(役員を選任)

第 6 条 会長は、理事会において会員の中から選任する。
2 副会長は、同窓会長、本校PTA会長、学校長を充て、理事会で承認を得るものとする
3 理事は、同窓会副会長、本校PTA副会長、本校の副校長・事務部長・教頭・総務部長・生徒部長を充てる。
4 監事は、理事会において同窓会員・本校PTA会員・本校教職員より各1名選任し、会長が委嘱する。
5 強化支援委員会の委員長及び委員は、会長が指名し委嘱する。

(役員職務)

第 7 条 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたとき、会長が予め指名した順序でその職務を代行する。
3 理事は、理事会を構成し、本会事業を企画・運営・執行するとともに、重要事項を審議する。
4 監事は、会計の監査にあたり、その結果を理事会に報告する。

(役員の任期)

第 8 条 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 任期内に同窓会、生徒の保護者、教職員から選出の役員に欠員が生じた場合は、その後任を選出し、理事会の承認を得るものとする。

第 3 章 理 事 会

(構成)

第 9 条 理事会は、第5条(1)～(4)で規定する役員をもって構成する。

(機能)

第 10 条 総会は理事会をもって代える。但し、審議内容については会員に報告するものとする。

- 2 理事会は、次の本会の運営に関する事項について審議し議決する機関とする。
 - (1) 事業及び会計に関すること
 - (2) 役員の選任に関すること
 - (3) 会則の制定、改廃に関すること
 - (4) その他、本会の運営に関すること
- 3 2の事項については、会員に報告する。

(開催)

第 11 条 理事会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第 12 条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第 13 条 理事会の議長は、会長があたる。

(議決)

第 14 条 理事会の議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第 4 章 会 計 及 び 諸 帳 簿

(会 計)

第 15 条 本会の会計は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費及び寄付金)

第 16 条 本会の会費及び寄付金については別に定める。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(帳簿)

第 18 条 本会には、次の帳簿を備えておかなければならない。

- ①会則 ②会員名簿 ③役員名簿 ④会議録 ⑤会計簿 ⑥その他

(細則制定の委任)

第 19 条 この会則で定めるもののほか、本会の円滑な運営のために必要な事項の作成を理事会に委任する。

- 2 定めたものについては、会員に報告する。

附 則

1. 本会則は、平成27年11月20日から施行する。